

米沢市告示第98号

令和3年度米沢市サテライトオフィス設置推進事業費補助金交付要綱を次のように制定する。

令和3年3月30日

米沢市長 中川 勝

令和3年度米沢市サテライトオフィス設置推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等が取組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展に資することを目的として、企業等が本市に新たにテレワークを実施するためのサテライトオフィスを設置する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人をいう。
- (2) サテライトオフィス 本社機能（企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。）の一部を持った事務所又は企業等が拠点とする事務所（以下「拠点事務所」という。）から離れた場所に新たに開設する事務所であつて、様々な通信機能等を整備することにより拠点事務所で行う業務を遠隔にて行うことができる事務所（単なる営業店舗を除く。）をいう。
- (3) 空き物件 市内に所在し、この補助金の交付を受けようとする際に現に居住、事業その他いかなる目的にも使用がされていない建築物（集合住宅の階や部屋等を単位とするものを含む。）をいう。
- (4) 正社員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であり、かつ、雇用期間の定めがなく、賃金が労働した日又は時間によって算定されないものであつて、常時勤務を要するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 本市に本社及び事業所を有しない企業等であること。
- (2) 本市に新たにサテライトオフィスを開設する者であること。
- (3) 市内の空き物件を購入又は賃貸借等する者であること。
- (4) 開設するサテライトオフィスにおいて本市に住所を有する正社員が1人以上就労すること。
- (5) 開設するサテライトオフィスにおいて3年以上事業を継続して行うことを誓約できる者であること。
- (6) サテライトオフィスの設置が、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反しないこと。
- (7) 法人税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 国又は地方公共団体が出資した者でないこと。
- (10) 補助事業について、この要綱以外の本市の要綱等により実施する又は実施された補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行う者
- (2) 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定するものをいう。）を行う者
- (3) 訪問販売（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定するものをいう。）、連鎖販売取引（同法第33条第1項に規定するものをいう。）その他これらに類する方法による物品の販売、役務の提供その他の

行為を行う者

- (4) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行う者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者
- (6) 米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) 前号に規定する者が役員を務める者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不適当と認められる者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合は、これらを控除して得た額を補助対象経費の額とする。
- 3 補助金の額は、第1号及び第2号に定める額を合計した額とする。
  - (1) 別表第1項及び第2項に定める補助対象経費を合計した額の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は200万円のいずれか低い額以内の額
  - (2) 別表第3項に定める補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い額以内の額

（交付申請）

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した事業計画書
  - ア 申請者の概要
  - イ 開設するサテライトオフィスの概要
- (2) 事業収支予算書
- (3) サテライトオフィスで3年以上事業を継続して行うことを誓約する書類
- (4) 法人登記履歴事項全部証明書

- (5) 直近3年度分の決算書の写し
- (6) 法人税の納税証明書（その3）
- (7) 申請者の概要が分かるもの
- (8) 補助事業に係る空き物件の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (9) 補助事業を実施する前の空き物件の写真
- (10) 補助対象経費に係る見積書
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（概算払）

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6条第1号若しくは第2号に掲げる変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更又は中止若しくは廃止の理由
- (2) 変更しようとするときは、その内容
- (3) 変更又は中止し、若しくは廃止した場合の補助金の額
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 規則第6条第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の100分の20を超える額の変更以外の変更とし、同条第2号に定める軽微な変更は、補助金の交付の対象となる者の変更以外の変更とする。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を書面により当該交付決定者に通知するものとする。

（操業開始届の提出）

第8条 交付決定者は、補助事業に係るサテライトオフィスを開設し、補助対象経費（建物の借用に要する経費を除く。）の支払を完了し、操業を開始したときは、速やかに、次の事項を記載した操業開始届を市長に提出しなければならない。

- (1) サテライトオフィスの所在地
- (2) 操業開始年月日

（実績報告）

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、操業開始

届の日から起算して30日を経過する日又は令和4年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 開設したサテライトオフィスの概要を記載した事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) サテライトオフィスの完成写真
- (4) 補助対象経費の支払いをしたことがわかる書類
- (5) 当該サテライトオフィスに就労する正社員の名簿、本市に住所を有することを証するものの写し、健康保険証又は雇用保険被保険者証の写し及び雇用契約書の写し等の雇用形態や採用日、配属先等を明らかにする書類
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 正当な理由がなく、補助事業完了の日から3年以内にサテライトオフィスを休止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その者に対し、交付した補助金の返還を命じるものとする。

- 2 前条第1号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、交付した補助金の返還額は、全額とする。
- 3 前条第2号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、交付した補助金の返還額は、次の表の上欄に掲げる期間に応じて、下欄に掲げる割合を既に交付されている補助金の額に乗じて得た額とする。

補助事業完了の日から 1年未満	補助事業完了の日から 1年以上2年未満	補助事業完了の日から 2年以上3年未満
10分の10	10分の7	10分の4

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
1 施設整備 経費	サテライトオフィスの整備に要する次に掲げる経費 (1) 空き物件の改装改修に要する経費 (2) 電気、水道及び通信機器の敷設に要する経費 (3) 空調、照明及びセキュリティー関連機器の整備費 (4) 外構及び駐車場等の整備費 (5) 家財等の撤去費 (6) 清掃作業費 (7) その他市長が必要と認める経費
2 事務機器 等の取得又 は借用に要 する経費	サテライトオフィスで使用するパソコン、電話機、デスク、 椅子、複合機等の取得に要する経費又は借用に要する3か月 相当分の経費
3 建物の借 用に要する 経費	サテライトオフィスに係る建物を賃借するために要する12 か月相当分の次に掲げる経費 (1) 家賃 (2) 共益費（管理費）